

3. 行財政改革

1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

平成28年度税制改正において、成長志向の法人税改革の一環として、平成30年4月1日から、法人実効税率が29.74パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

そもそも、地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

<現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）等の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に深刻な影響を与えているものである。

<具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参 考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合
		に相当する額
16年度	290億円	151億円
17年度	231億円	120億円
18年度	175億円	91億円
19年度	219億円	120億円
20年度	356億円	196億円
21年度	759億円	418億円
22年度	228億円	125億円
23年度	211億円	116億円
24年度	216億円	119億円
25年度	163億円	90億円
26年度	162億円	89億円
27年度	184億円	101億円
28年度	122億円	67億円
29年度	227億円	125億円
30年度	151億円	83億円
元年度見込み	169億円	93億円

※ 特別区の配分割合：12～18年度…52%、19～31年度…55%
令和2年度以降…55.1%

3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局)

- (1) 社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

<現状・課題>

社会保障・税一体改革については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、消費税率及び地方消費税率の引上げによる増収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てるとされた。また、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、人づくり革命に係る施策についても税率引上げによる財源を活用することとされた。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分についても、財源が確実に確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになる。

本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

今後、高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供も重要となっている。

このような状況を踏まえ、今後の社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

その他の施策についても、国策による制度創設や見直しを行う場合は、国は、早期にそのあり方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

<具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
 - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額(特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額)の75/100(財源超過額を上限)が控除される。
国有提供施設等所在市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。
その他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 平成21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
地方揮発油譲与税	42	41	42	39	39
地方道路譲与税	0	0	0	0	0
特別法人事業譲与税	—	—	—	—	2,399
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8
その他	0	0	12	17	13
合 計	42	42	55	57	2,451

※ 平成30年度までは決算ベース、令和元年度及び令和2年度は当初予算ベース。

※ 特別法人事業譲与税に係る額は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設に伴う影響額。

5 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

<現状・課題>

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

- ① 過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。
- ② 還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生ずること。

一方、国では、①・②の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

<具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

6 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとすること。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

参 考

【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	→	資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】

(単位：億円)

年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
減収額	930	1,038	1,297	1,405	1,779	1,859	1,731	1,856	1,944	1,931

(注)令和元年度は補正後予算ベース、2年度は当初予算ベース。

7 社会保障・税番号制度の拡充等

(提案要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部・生活文化局)

- (1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まるよう、引き続き分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

<現状・課題>

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）を定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）等の番号関連4法案が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始された。また、平成29年7月からの情報連携の試行運用期間を経て、平成29年11月からは本格運用が実施されている。

マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、普及・定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、制度の概要、メリット等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行う必要がある。

また、都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることから、費用負担が継続的に生じる見込みである。

さらに、マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。

マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。

<具体的要求内容>

- (1) 国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、その概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 都における行政運営の効率化や行政サービスの向上を図るため、都の補助を受けて公益財団法人が実施する事務についてもマイナンバー制度を利用可能とするなど、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

8 「ふるさと納税」制度の見直し

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・財務局・総務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成20年度に創設され、都道府県や市区町村に寄附をした場合、二千元を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」による寄附は、地域の活性化に資する面もある一方で、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いているなど、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。

また、居住地ではない地方自治体への寄附により、自らが居住する地方自治体の住民税から控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担という地方税の原則に照らしても適当ではない。加えて、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっているため、返礼品と相まって、高所得者が「ふるさと納税」を事実上の節税対策として活用することも可能であり、公平性の観点からも問題がある。

さらに、平成27年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する制度であり、税収減については地方交付税により補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減が転嫁されている問題もある。

こうした中、国は、令和元年度税制改正において、返礼品について、返礼割合3割以下の地場産品に限るなど一定の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都におけるふるさと納税の影響額】

(単位：人、百万円)

年度	適用者数	控除額		
			うち都民税分	うち区市町村民税分
平成27年度	89,566	4,857	1,934	2,923
平成28年度	270,273	26,315	10,522	15,792
平成29年度	489,131	47,580	19,021	28,559
平成30年度	638,405	64,576	25,822	38,754
令和元年度	838,875	86,783	34,743	52,040
合 計	2,533,362	240,424	96,069	144,355

(総務省「ふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について」より)

※令和元年度・平成30年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

(注) 寄附金控除の申告があった寄附金の集計。

(注) 控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

9 自治体情報セキュリティクラウドの推進

(提案要求先 総務省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

また、自治体情報セキュリティクラウドの次期整備方針を早期に示し、必要な財源を確実に措置すること。

<現状・課題>

国では平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年12月に、都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築をはじめ、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援について要請している。

都ではこれまでも東京都サイバーセキュリティポリシーに基づき、関係組織と緊密な情報共有を行いながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

また、区市町村においても同様にそれぞれのセキュリティポリシーに基づき対策を講じているところであり、現状では、都道府県が一律にセキュリティ対策を実施する権限を有していない。このような状況の中、国の要請を受け、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成29年度から運用を行っている。

国は、自治体情報セキュリティクラウドの構築に当たり、その負担の一部について財源措置を行ったが、財政措置の対象は、構築に対する経費に限定されている。

また、セキュリティ対策については、社会情勢やIT技術の進歩等に伴い、脅威も変化していくため、自治体情報セキュリティクラウドの構築後も新たな脅威に対応するための機能追加を含めシステムの維持管理やリプレース等の多大な後年度負担が発生するものである。については、これらのシステム経費に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に対し、必要な財源を早急に措置することが不可欠である。あわせて、自治体情報セキュリティクラウドを適切に運用していくためには、国、都道府県及び区市町村の役割分担や権限を明確にすることが必要である。

なお、都が構築した自治体情報セキュリティクラウドは令和3年度中に更改時期を迎えるが、自治体情報セキュリティクラウドの次期整備方針は、まだ示されていない。

<具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別

区を含め、全団体に対し、必要な財源を確実に措置するとともに、国、都道府県、区市町村の役割分担及び権限を明確に規定すること。

また、自治体情報セキュリティクラウドの更改に当たり、構築方式、運用形態及び財源処置の対象等の整備に係る方針を早期に示すこと。

10 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化【最重点】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成30年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、… (略) …第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、… (略) …労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。 (略))

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、… (略) …第三十二条の三から第三十二条の五まで… (略) …の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

1 1 LGWAN（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保

（提案要求先 総務省）
（都所管局 戦略政策情報推進本部）

LGWAN（総合行政ネットワーク）接続系とインターネット接続系の分割について、必要な財源を措置すること。

<現状・課題>

国は平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用を踏まえ、同年12月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバーによる情報連携に活用されるLGWAN環境のセキュリティ確保のため、LGWAN接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの、LGWAN接続系とインターネット接続系の分割を実施しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理には従来以上に多大な負担が発生している。

については、国が求めるLGWAN接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

<具体的要求内容>

国が求めるLGWAN接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。

1 2 地方公共団体と民間企業との人事交流の仕組みの拡充

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

地方公共団体に対して、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を整備すること。

<現状・課題>

少子高齢化、生産年齢人口の減少など、社会構造が大きく変化するほか、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、行政サービスに求められるものが劇的に変化する中、的確に住民ニーズをくみ取り新たな政策やサービスを創出し、提供していくためには、地方公共団体自らが大きく変貌を遂げ、職員一人ひとりがイノベーティブな存在にならなければならない。そのためには、職員が民間企業との交流をこれまで以上に深め、民間企業の持つスピード感や企画力、提案力を吸収するだけでなく、様々な形で協働していくことが必要となる。

特に、都においては、デジタルトランスフォーメーション推進に向けた組織強化のため、ICT職種を新設し、令和3年度から採用を開始する予定である。当該職種の職員は、従来のシステム保守や庁内OA環境の整備に留まらず、最新のICT技術を活用し、様々な行政課題の解決に取り組むことを想定している。

現状ではICT技術の利活用に関するノウハウが庁内に十分に蓄積されているとは言えないことから、今後、IT企業等で現役で活躍するなど最新の知見を備えた人材を外部から多数任用し、ICT関連施策の推進とともに、ICT職種の職員を育成できる環境や組織を整備していく必要がある。

国は、官民人材交流制度を構築し、それぞれの身分を有したまま人材交流を行うことが可能な一方、地方公共団体については、国の官民人材交流制度のような規定が整備されていない。

外部から人材を任用する方法として任期付職員制度があるが、民間企業等の退職が必須であり、その間の身分が不安定となることや処遇上の不利益が生じることから、既存の任期付職員制度だけでは組織強化に必要な規模の人材を確保することが困難である。

さらに、ICT職種の今後のキャリア形成において、職員を民間企業に積極的に派遣し、派遣先における実務の中で専門性を磨き、絶えず外部の最新の知見を獲得し、都に還元していくことが必要である。しかし、現状では地方公共団体と出資関係のない民間企業等への派遣は、研修派遣に限られるため、意思決定に関与するような責任ある立場で実務に携わることができず、人事交流できる人材の幅に限界がある。新たな政策や行政サービスを創出するためには、組織をマネジメントする管理監督職層の派遣こそが必要である。

<具体的要求内容>

世界の主要都市と比肩するデジタル部隊の創設に向け、ICT人材を安定的に確保し、育成することが必要であるほか、その他の職種のキャリア形成の点からも、人事交流の新たな仕組みが必要なため、新法の制定など、地方公共団体に対して「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を整備すること。

参 考

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号）の概要

1 目 的

職員について交流派遣をし、行政課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務手法を体得している者について交流採用をして行政運営の活性化を図り、もって公務の能率的な運営に資すること

2 対象民間企業の範囲

株式会社、相互会社、信用金庫、社団・財団法人、NPO 法人等

3 人事交流の手続

- ① 人事院が、希望する民間企業を公募、応募企業の名簿を府省に提示
- ② 府省は選択した民間企業と協議した上で「計画」を作成し、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて人事院の認定を受けた後に人事交流を実施。国と民間企業の間で労働条件等の取決めを締結

4 民間企業への交流派遣：府省の職員を民間企業に派遣

- ① 身 分 公務員の身分は保有、職務には従事しない（民間企業に雇用）
- ② 期 間 3 年以内（必要がある場合、5 年まで延長可）
- ③ 服務等 派遣前の府省への許認可の申請等の業務や影響力利用行為の禁止
- ④ 給 与 民間企業で賃金支給

5 民間企業からの交流採用：民間企業の従業員を府省で任期を付して採用

- ① 身 分 常勤職員として選考により採用（退職型と雇用継続型の 2 種類有り）
- ② 期 間 3 年以内（必要がある場合、5 年まで更新可）
- ③ 服務等 交流元企業の業務に従事することや交流元企業に対する許認可等を行う官職に就くことの禁止
- ④ 給 与 国で給与支給

6 交流の制限：有識者の意見を聴いた上で策定する「交流基準」により制限

- ① 許認可権限のある府省との間、国と契約関係のある民間企業との間の交流制限
- ② 同一の民間企業との継続的な人事交流に関する制限など

7 交流状況の報告：人事院は、毎年、人事交流の状況を国会及び内閣に報告

1 3 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政 需要に対する確実な支援【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局)

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を継続すること。
- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等を用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国は緊急事態宣言を発出するとともに、都をはじめとする13団体を特定警戒都道府県に指定した。都においては、事業所に対する休業要請や学校の一斉休校など、オール東京の取組を展開するとともに、累次にわたる新たな財政措置など、感染拡大の防止に向けた取組を加速させている。

こうした地方の取組に対し、国は、事業規模117兆円規模の緊急経済対策を策定し、新たに創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などによる支援を行うこととしている。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の影響は、国民生活だけでなく企業活動にも大きな影響を与えており、地域医療の体制強化や学校休校への対応はもちろん、中小企業の資金繰り対策など、取り組まなければならない分野は広範囲に及んでいる。更に、他の感染症の事例では国際機関の終息宣言までには複数年を要する事例もあるなど、新型コロナウイルスとの戦いが長期化を余儀なくされることも想定される。

都民の生命・健康を守り、都民生活や企業活動を早期に平常化させるためには、医療、教育、経済など、多岐にわたる分野において、実効性の高い取組を、迅速かつ継続的に実施していかねばならず、そのためには、自治体が地域の実情に即した施策を展開していく必要がある。

地方自治体には、これまで担ってきた行政活動の維持はもとより、今後の社会構造の変化への対応や、国際社会との競争に打ち勝つための成長力の向上などに取り組みつつ、新型コロナウイルス感染症の克服に向けて、幅広い分野において、継続的な取組を実施していくという難局に直面しており、その財政需要は膨大なものとなっている。

そのため、国において、地方創生臨時交付金の継続をはじめとして、全ての自治体に対し、十分かつ確実な財政支援を継続し、地方の取組を財政面からも支援していくことが、不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束とその後の感染抑止に向けた取組や、感染拡大により落ち込んだ地域経済の回復・活性化を促す取組には、息の長い施策を講じる必要があるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を継続すること。
- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等を用いた割落としなどを用いることなく、各自治体の感染状況や地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。

1 4 固定資産税制の改革

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 土地に係る税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮すること。
- (2) 家屋、とりわけ大規模な建築物の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、分かりやすい方法に見直すこと。

<現状・課題>

土地に係る固定資産税は、過去の地価の急騰・急落等による税負担の激変緩和や、負担水準の均衡化を図るため、評価制度の見直しや負担調整措置等が行われてきた。その結果、負担水準の均衡化については全国的に相当程度進展してきたが、近年における地価の状況は、都市部では上昇を続ける反面、地方圏では依然として下落している地域も多く、自治体ごとに大きく異なっている。

また、家屋の評価方法は、複雑で精緻過ぎるため、納税者にとって分かりにくいものとなっている。特に、近年都市部において増加している、用途が複合的で大規模な建築物を評価する場合、仕様、資材の量及び種類が膨大なため、竣工から評価完了までに長期間を要し、その間納税者が固定資産税額を把握できないという課題も生じている。このような建築物は他の大都市でも建築されていることなどから、こうした課題は、東京のみならず大都市に共通する課題であると考えられる。

都は、これらの課題を解決するため、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法の確立に向けて「固定資産評価に関する検討会」を設置した。平成29年4月には、当該検討会の検討結果を踏まえ、都として新たな評価方法について、国に提言を行ったところである。

<具体的要求内容>

- (1) 土地の税負担の在り方を検討する際には以下のとおり適切に対応すること。
 - ① 負担調整措置や各種特例などについて検討する際には、税負担の増加や、自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮すること。
 - ② 商業地等の税負担を緩和するため、商業地等の条例減額制度を継続すること。また、住宅用地等の税負担の急増を抑えるため、住宅用地等の条例減額制度を継続すること。
- (2) 家屋、とりわけ大規模な建築物の評価について、都の提言内容を活用し、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。

参 考

(1) 土地に係る税負担の在り方

【「平成30年度与党税制改正大綱」（平成29年12月14日）より抜粋】

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

3 (2) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

現下の商業地の地価の状況を見ると、三大都市圏では4年連続の上昇、地方圏では下落幅は縮小しているものの下落傾向が続いている。（中略）

一方、据置特例が存在することで、評価額と税額の高低が逆転する現象が生じるなど、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組が求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

【「平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（平成29年11月21日）より抜粋】

第二 平成30年度地方税制改正等への対応

1 固定資産税

(1) 平成30年度評価替え（負担調整措置等）

据置特例は、据置ゾーン内において負担水準の高低により、評価額と税額の高低が逆転するといった不公平な状態を固定化する側面を有している。このため、税負担の均衡化を一層推進する観点から、地価動向等を踏まえつつ、商業地等に係る据置特例について見直しを進める必要がある。

(2) 大規模な建築物の評価

【都の提言「固定資産（家屋）の評価方法の見直しについて」（平成29年4月24日）概要】

新たな評価方法として、部分別評価と取得価額活用方式等（家屋の工事原価を活用する方法）を併用する方法が考えられる。そのうち、特に「建築設備の部分」のみを取得価額活用方式等で評価し、それ以外の部分を現行の「部分別評価」で評価する方法が、最も有効な方法であると考えられる。